



# 5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）

5-1 結婚・出産の支援

5-2 子育て環境の充実

5-3 健康長寿を目指すまちづくりの推進

5-4 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現

まちづくり  
の  
基本方針5

# 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市

## 施策の大綱 5-1 結婚・出産の支援

### 将来の姿

- 結婚・妊娠・出産・育児への不安が解消され、出生率が向上しています。

### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
人口減少対策(※1)を実施した上での0～14歳人口(住民基本台帳)	5,978人 2016(平成28)年 4月1日現在	5,580人 2022(平成34)年 4月1日	政策推進課

※1：本指標における人口減少対策とは、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（2022（平成34）年4月1日時点）において約4,900人に減少するとされた0～14歳人口を、緩やかな減少に留め5,580人とする伊豆の国市の人口ビジョンで示された人口減少対策のこと。

### 推進方針

- 出会いや結婚を後押しする機会を拡大します。
- 結婚・妊娠・出産・育児への不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

## [主要施策]

### 33. 婚活支援

数値目標	基準値	目標値	担当課
婚活イベント参加者数の増加	32 人 2015（平成 27）年度	120 人 2021（平成 33）年度	政策推進課

施策内容	主な取組
結婚を希望する男女が出会う機会の拡大や継続的实施を図るため、民間が実施する婚活セミナーや各種講座の開催等を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者と連携した婚活セミナーや出会いの場の創出を支援</li> </ul>

## [主要施策]

### 34. 妊娠・出産への支援

数値目標	基準値	目標値	担当課
出生数の増加	329 人 2015（平成 27）年度	364 人 2021（平成 33）年度	健康づくり課

施策内容	主な取組
<p>妊娠・出産に関する相談体制の充実を図ります。</p> <p>妊娠・出産を希望する家庭の不妊及び不育症治療にかかる経済的負担を軽減していきます。</p> <p>子育てしやすいまちであることを、市内外に向けて情報発信していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠・出産時から保健師、栄養士による相談・指導</li> <li>保健師による妊婦訪問の実施</li> <li>不妊・不育症の専門相談機関の紹介</li> <li>すべての不妊治療と不育症治療に要する費用の一部助成制度の実施継続</li> <li>不妊・不育症治療費助成制度の周知・徹底</li> <li>子どもを産み育てる環境が充実していることをホームページ上等で周知</li> </ul>

**【主要施策】**

**35. 新人パパママの不安解消**

数値目標	基準値	目標値	担当課
第1子を授かった親のパパママ学級(※1)参加者数の増加	129人 2015(平成27)年度	135人 2021(平成33)年度	健康づくり課

※1：パパママ学級とは、妊婦が安心して妊娠・出産・育児等に望むことができ、父親は出産・育児に関する知識を深めつつ、これから生まれてくる子どもが健やかに育つように支援する市独自の事業のこと。

施策内容	主な取組
安心して妊娠、出産、育児に臨むことができるよう、夫婦の不安が解消されるように支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パパママ学級への参加啓発</li> <li>● 妊娠届出時健康相談・パパママ学級等を通じた妊娠、出産、育児の不安解消相談体制の充実</li> </ul>



まちづくり  
の  
基本方針5

# 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市

## 施策の大綱 5-2 子育て環境の充実

### 将来の姿

- 子育てに対する切れ目のない支援が普及し、子育てとひととの両立が可能な環境が整っています。

### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
保育園の0～2歳児の待機児童（※1）数0人の維持	0人 2016（平成28）年 4月1日現在	0人 2022（平成34）年 4月1日	幼児教育課

※1：待機児童とは、保育所等保育施設の利用が出来る条件を持ち、施設の利用を申し込んでいるが、利用できないでいる児童のこと。ただし、保護者が、特定の施設のみを希望するものや、育児休業中及び求職活動を休止しているものを含まない。

### 推進方針

- 保健福祉・こども・子育て相談センターを中心に関係機関の連携を一層強化し、長期的で継続した子育て支援体制の充実を図ります。
- 子育てを市民同士で支え合う体制の充実や親育ての環境構築を図ります。
- 核家族化が進む中、結婚、子育てとひととの両立のための支援策を充実し、安心して子どもを持てる環境づくりを推進します。
- 多様な子育て世代のニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。

## [主要施策]

### 36. 保健福祉・こども・子育て相談センターの効果的な運用

数値目標	基準値	目標値	担当課
子ども・家庭に関する児童相談件数の増加	2,282 件 2015（平成 27）年度	2,500 件 2021（平成 33）年度	保健福祉・こども・子育て相談センター

施策内容	主な取組
関係課や関係機関との連携強化と情報共有を推進するとともに、学校等との連携を密にし、子育てに関する専門的アドバイスを行うため、現在の家庭児童相談員に加え、専門職（教職経験者、臨床心理士等）を配置し、保健福祉・こども・子育て相談センターの効果的な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不安を払拭する相談支援体制・情報提供のワンストップ化</li> <li>● 相談対応マニュアルの作成</li> <li>● 臨床心理士等、専門職を配置し、子育てに関する専門的アドバイスを行う体制の構築</li> </ul>

**【主要施策】**

**37. 子育て支援サービスの充実や子育てを支える環境の充実**

数値目標	基準値	目標値	担当課
地域子育て支援センターの利用件数の増加	25,556 件 2015（平成 27）年度	27,000 件 2021（平成 33）年度	保健福祉・こども・子育て相談センター
イクボス（※1）宣言事業所数（累計）	— 2015（平成 27）年度	10 件 2017～2021（平成 29～平成 33）年度	地域づくり推進課

※1：イクボスとは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（しごとと生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織業績も結果を出しつつ、自らもしごとと私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

施策内容	主な取組
子育てを市民同士で支え合う体制の充実や親育ての環境構築を図るため、地域子育て支援センター及びファミリーサポートセンター（※2）の利用を促進します。 親の仲間づくり、自己問題解決能力向上のため、親子絆づくり教室への参加及び子育て情報の共有を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子育て支援センターたんぼぼ、すみれ等を活用した親育ての推進</li> <li>● ファミリーサポートセンターの会員募集活動の推進</li> <li>● 親子絆づくり教室による仲間づくりや子育て情報の共有化</li> <li>● 継続的な親育ての仕組みの検討</li> </ul>
子育てがしやすい職場環境の実現に向けて、誰もが働きやすい職場づくりを支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業への働きかけ</li> <li>● ワーク・ライフ・バランス（しごとと生活の両立）をテーマとした講座等の開催</li> <li>● 県と連携した啓発活動</li> </ul>
子育て支援施設（放課後児童教室等）を維持するとともに、環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4年生までの待機児童0人の維持と教室児童支援員の確保</li> <li>● 空き教室の活用</li> <li>● 子育て支援施設の継続的な運営状況の見直し</li> </ul>
子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成等を継続していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども医療費の助成の継続</li> <li>● 母子家庭等医療費助成の継続</li> <li>● ランドセル等購入助成の継続</li> <li>● 保育料、幼稚園授業料の多子世帯への負担軽減</li> </ul>

<p>「いずのくに子育てモバイル」(※3)で提供する情報の種類や機能等、子育てに役立つ情報提供の充実を図り、より多くの親が情報を共有できる環境づくりを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いずのくに子育てモバイル」登録の促進及び内容の充実</li> </ul>
--	--

※2：ファミリーサポートセンターとは、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児についてお互いに助け合う互助組織のこと。

※3：「いずのくに子育てモバイル」とは、子どもの予防接種、近隣の医療機関、親子で集える場所等、市の子育てに関する実用的な情報を配信する市独自のサービスのこと。

## [主要施策]

### 38. 保育サービスの拡大

数値目標	基準値	目標値	担当課
市内の認定こども園数の増加	— 2015（平成27）年度	3園 2021（平成33）年度	幼児教育課

施策内容	主な取組
<p>子育て世代の共働き世帯の増加に伴う、低年齢児（0～2歳児）の保育園入園希望者の増加に対応し、待機児童0人の維持を図ります。</p> <p>多様化する就労形態や生活状況に応じた延長保育、一時保育、休日保育等、保育サービスの充実、園の職場環境の整備・改善を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機児童0人の維持に向けた保育園職員の増強</li> <li>保育サービスの充実（延長保育、一時保育、休日保育等）</li> <li>公立幼稚園の認定こども園化の推進</li> <li>私立幼稚園・保育園の認定こども園化の支援</li> <li>民間による地域保育事業への参入促進</li> </ul>



まちづくり  
の  
基本方針5

# 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市

## 施策の大綱 5-3 健康長寿を目指すまちづくりの推進

### 将来の姿

- 市民一人ひとりが地域との絆を深め、温泉に親しみ、生きがいを持って暮らし続けることのできる、健康長寿のまちが実現しています。

### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
お達者度（※1）の向上	男性 17.4 年 （82.4 歳） 女性 21.4 年 （86.4 歳） 2013（平成25）年実績： （2015（平成27）年公表）	男性 18.0 年 （83.0 歳） 女性 22.0 年 （87.0 歳） 2019（平成31）年実績： （2021（平成33）年公表）	長寿福祉課 保健福祉・こども・ 子育て相談センター

※1：お達者度とは、県が、県内市町の介護認定の情報、死亡の情報をもとに算出したもの。65歳から、元気で自立して暮らせる期間のこと。

### 推進方針

- 地域が主体となって誰もが気軽に安心して立ち寄れる居場所を創出する活動や高齢者が集うサロン活動等を支援し、健康長寿社会の実現を図ります。
- 介護の担い手を育成するとともに、各高齢者に合った無駄のないサービスを提供します。
- 市民が自らの意思で健康増進や介護予防に積極的に取り組むとともに、学びや社会貢献の機会づくり等を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

## [主要施策]

### 39. あったか居場所づくりの推進

数値目標	基準値	目標値	担当課
居場所（※1）開設数（累計）	3 か所 2015（平成27）年度	14 か所 2021（平成33）年度	保健福祉・こども・子育て相談センター 社会福祉課 長寿福祉課 障がい福祉課

※1：居場所とは、高齢者、障がい者、子ども等、誰もが気軽に安心して立ち寄れる地域交流の場のこと。

施策内容	主な取組
市民に対して地域での異世代交流の場として居場所の普及啓発活動を推進していきます。 市民自身が地域での居場所の必要性を感じ、自発的な立ち上げや運営、やりがいの発見ができるよう支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居場所づくりの推進と、ベンチでつなぐ居場所づくり</li> <li>● 居場所マップ作成と活動の紹介</li> </ul>
高齢者が集うサロン活動等を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いきいきサロン事業の支援（サロン活動等貸出物品、交通安全教室等）</li> <li>● 体操教室による、高齢者健康会館（やすらぎの家）や老人憩の家水晶苑の活用を推進</li> </ul>



**【主要施策】**

**40. 介護予防事業ボランティア及び介護の担い手の育成と  
介護サービスの提供**

数値目標	基準値	目標値	担当課
介護予防事業ボランティアへの参加者数の増加	68 人 2015（平成 27）年度	280 人 2021（平成 33）年度	長寿福祉課 保健福祉・こども・子育て相談センター

施策内容	主な取組
介護予防事業が市民主体型へと移行することに伴い、高齢者が自主的に介護予防活動を行う仕組みを構築します。在宅介護を促進するため、介護の担い手の育成等を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防事業ボランティアの育成</li> <li>● 介護予防サービスのボランティアや見守り活動等の推進</li> </ul>
各高齢者に合った無駄のないサービスを提供するとともに、事業所の協力のもとにサービスの質の向上に努め、認定・介護給付の適正化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者のニーズにあった高齢者生活支援の充実（家族介護用品支給事業、ご用聞きサービス事業、介護手当支給事業）</li> <li>● 適切な介護認定ができるよう、認定調査員を対象とした研修の実施</li> <li>● 現地調査に基づく適切な住宅改修、福祉用具等の給付の実施</li> <li>● 地域包括支援センター機能（高齢者への総合的な支援）の充実</li> </ul>

## [主要施策]

### 41. 健康づくりの推進

数値目標	基準値	目標値	担当課
がん検診（※1） 受診率の向上	26 % 2015（平成27）年度	30 % 2021（平成33）年度	健康づくり課
特定健診（メタボ 健診）（※2）受診 率の向上	46.3 % 2015（平成27）年度	56.6 % 2021（平成33）年度	国保年金課

※1：がん検診とは、胃がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、肺がん、前立腺がんの検診のこと。

※2：特定健診（メタボ健診）とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診（問診、身長・体重・腹囲、血圧測定、血液検査、尿検査等）のこと。

施策内容	主な取組
<p>医療機関と連携した健康づくりを推進するとともに、市民が自分の健康への関心を高め、自らの意思による食や運動に対する健康行動の実践を支援していきます。</p> <p>各種検診の定期受診を促進するため、受診環境を改善します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関等と連携した健康づくりの推進</li> <li>● いずのくに健康マイレージ（※3）の啓発・周知</li> <li>● 検診（健診）環境の改善（受診しやすい開催日時、場所）の設定と参加率向上の推進</li> <li>● 生活習慣病予防や重症化予防への取り組みのための、特定健診受診の実施と特定健診データ等を活用した健康相談、訪問等の実施</li> <li>● 運動教室等を通じた、健康チェック・体力測定</li> <li>● 民間と連携した、健康増進の取組</li> </ul>

※3：健康マイレージとは、健康意識を高めて、「日々の生活習慣をちょっと良くする」、「地域の行事やボランティアに参加する」、「検診（健診）を受ける」など、市の健康づくりメニューを行なった市民が加盟店舗において優待カード（ふじのくに健康いきいきカード）の特典（温泉入浴料金の割引等）を受けられる、県による県民の健康づくりを促進する仕組みのこと。

まちづくり  
の  
基本方針5

# 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市

## 施策の大綱 5-4 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現

### 将来の姿

- ノーマライゼーション（※1）とユニバーサルデザイン（※2）が普及し、誰もが安心して暮らしていける地域社会が実現しています。

※1：ノーマライゼーションとは、障がい者等が地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え方のこと。

※2：ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、能力等の特性や違いを越えて、あらゆる人にとって使いやすい、わかりやすい空間、製品をデザインしようという考え方のこと。

### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
障がいのある人への偏見や差別がない、又は配慮があると思う市民割合	15 % 2015（平成27）年度	50 % 2021（平成33）年度	障がい福祉課

### 推進方針

- 障がいを理由とする差別の解消や障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすい、もの・サービスの普及・啓発を推進します。
- 誰もが安心して暮らしていけるよう、切れ目のない相談支援の充実、保健・医療・福祉サービスの提供、虐待防止対策を推進します。

## [主要施策]

### 42. 障がい者自立と地域生活の支援

数値目標	基準値	目標値	担当課
自立支援協議会 (※1)における 相談解決率	— 2015（平成27）年度	100 % 2021（平成33）年度	障がい福祉課

※1：自立支援協議会とは、障がいのある方が住み慣れた地域で、すべての人々とともに安心して日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、包括的な個別支援を地域で行うために、関係者が連携して支援を図る、定期的な協議の場のこと。

施策内容	主な取組
障がい者や発達障がい者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生を支援するため、障がい福祉サービスの充実及び地域生活支援事業の着実な実施、並びに就労支援等への支援施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の雇用・就労支援体制の整備と、安定した賃金の確保</li> <li>● 伊豆の国市自立支援協議会の設置及び組織体制の充実</li> <li>● 障がい者に対する在宅支援</li> <li>● 障がい児の早期発見と継続的な支援による就学や就労の実現</li> <li>● 児童発達支援センター「きららか」の機能強化</li> <li>● 特別支援学校の就学、通学支援（県）</li> </ul>

## 【主要施策】

### 43. 誰もが笑顔で暮らせる社会づくり

数値目標	基準値	目標値	担当課
手話通訳者派遣 利用件数の拡大	183 件 2015（平成 27）年度	240 件 2021（平成 33）年度	障がい福祉課

施策内容	主な取組
誰もが笑顔で日常生活や社会生活が過ごせるよう、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、ノーマライゼーションとバリアフリーの考え方が浸透した社会づくりを推進します。年齢、性別、国籍、障がいや病気の有無にかかわらず、あらゆる人に対して公平な情報や、もの・サービスの提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニバーサルデザインの意識啓発と情報提供</li> <li>● 心のバリアフリー（※1）の普及啓発</li> <li>● 情報のバリアフリー（※2）の充実</li> <li>● コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳者の養成研修の推進</li> <li>● 手話通訳者等の養成、派遣の促進</li> <li>● 福祉施設製品購入の促進</li> <li>● 生活困窮者の自立支援</li> <li>● 児童虐待防止・DV防止等への対応の継続</li> </ul>

※1：心のバリアフリーとは、誰もが障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようになった状態のこと。

※2：情報のバリアフリーとは、誰もが国や地方自治体等の関連情報にアクセスし、必要な情報をいつでも取り出すことができるよう、情報提供の充実を図ること。





# 6 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり (都市基盤・生活環境)

6-1 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと

安全・安心なまちづくりの推進

6-2 持続可能なまちづくりの推進

まちづくり  
の  
基本方針6

# 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり

## 施策の大綱 6-1 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと

### 安全・安心なまちづくりの推進

#### 将来の姿

- 命を守るために、あらかじめ、災害発生を見越した防災・減災のまちづくり、人づくりが進んでいます。
- 犯罪や事故が減少し、安心して快適な生活が営まれています。

#### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
総合防災訓練・地域防災訓練の参加者数の増加	22,329 人 2015（平成 27）年度	28,000 人 2021（平成 33）年度	危機管理課

#### 推進方針

- 市民と地域が一体となった消防・防災体制の強化や、交通安全活動及び防犯活動の充実を図ります。
- 発災時の対応準備をハード・ソフト両面で推進します。
- 災害や事故を未然に防ぐ社会基盤を計画的に整備していきます。

## [主要施策]

### 44. 消防・防災体制の強化

数値目標	基準値	目標値	担当課
ふじのくに防災士 (※1)の増加(累計)	16人 2015(平成27)年度	51人 2021(平成33)年度	危機管理課

※1：ふじのくに防災士とは、県が開講する防災現場のリーダーとして活躍できる人材を養成するための講座のうち、必修科目を8割以上受講した者に与えられる称号のこと。

施策内容	主な取組
<p>災害時において共助による助け合いが効果的に発揮できるよう、各自主防災会の防災資機材整備や活動への支援を行います。</p> <p>災害対応力を強化するために、地域に密着した消防団の活動力を維持し、防災力の強化を図ります。</p> <p>災害医学に関する研究成果を活用し、自主防災会や消防団と医療機関等が合同で災害訓練・応急救護訓練等を実施し、連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふじのくに防災士の育成</li> <li>● 各自主防災会への防災資機材（電池メガホン、ヘルメット、簡易トイレ等）の整備支援</li> <li>● 消防団員の確保</li> <li>● 消防団の施設・車両の整備</li> <li>● 合同災害訓練・応急救護訓練等の実施</li> </ul>

**[主要施策]**

45. 発災時の対応準備

数値目標	基準値	目標値	担当課
災害協定数（累計）	34 件 2015（平成 27）年度	40 件 2021（平成 33）年度	危機管理課

施策内容	主な取組
<p>発災時の対応準備をソフト・ハード両面で推進するとともに、市と市民や民間、そして地域一体で発災時の支援体制の確立を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが分かりやすい避難路の設定と避難誘導看板等の設置</li> <li>● 観光・宿泊者に対する安全な避難誘導パンフレットやマニュアルづくりの支援</li> <li>● 防災出前講座の継続</li> <li>● 発災時の支援体制の裾野を広げる講習の実施</li> <li>● 各種災害協定の締結の推進</li> <li>● トイレ・マット・テント等、避難所の防災資機材の整備</li> <li>● 非常用水や飲料水の備蓄</li> <li>● 災害時要配慮者避難支援体制の維持</li> <li>● 避難行動要支援者名簿の適切な更新と発災時の運用方法の周知</li> <li>● 災害の知見と教訓を生かす、災害ボランティアコーディネーター養成の支援</li> </ul>

## [主要施策]

### 46. 災害や事故を未然に防ぐ社会基盤の整備

数値目標	基準値	目標値	担当課
地区公民館の耐震化 (累計)	— 2015 (平成 27) 年度	3 件 2021 (平成 33) 年度	地域づくり推進課
準用河川浸水対策 完了数の増加(累計)	1 河川 2015 (平成 27) 年度	4 河川 2021 (平成 33) 年度	建設課
交通事故件数(人身) の減少	397 件 2011~2015 (平成 23 ~平成 27) 年度の平均	360 件 2021 (平成 33) 年度	地域づくり推進課
特定空き家の削減率	— 2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度 の調査結果から 20 %減 2021 (平成 33) 年度	地域づくり推進課

施策内容	主な取組
災害支援の拠点となる公民館や消防団詰所等の耐震化を推進し、災害時における迅速な支援と地震による直接的被害を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区公民館の耐震化等を促進するため、コミュニティ施設整備事業補助金の継続</li> <li>● 社会基盤の耐震化の推進</li> <li>● 避難地の確保</li> </ul>
暮らしの安全性・快適性の確保と災害発生時の迅速な復旧・復興を可能にするため、災害情報伝達体制や医療救護体制の強化、家屋の耐震対策を推進するとともに、社会基盤を計画的に整備していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の災害情報伝達体制の強化</li> <li>● 医療救護体制の強化</li> <li>● プロジェクト「TOUKAI (東海・倒壊) -0 (ゼロ)」の推進</li> <li>● 総合的な雨水排水対策の推進</li> <li>● 土砂災害危険箇所への対策の推進</li> <li>● 生活道路の拡幅整備と維持修繕</li> </ul>
市民と地域が一体となった、交通安全活動等の充実により、生活の安全・安心を確保していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通学路整備事業の継続</li> <li>● 防犯灯のLED 化の推進</li> <li>● 街路灯のLED 化への助成</li> <li>● 交通安全の推進及び対策の継続 (交通安全運動及び啓発活動)</li> </ul>
空き家等の適正な管理を促進し、周辺の安全を確保していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定空き家を未然に防ぎ解消するための指導・助言・命令</li> </ul>

**【主要施策】**

**47. 防犯ボランティアの育成・支援**

数値目標	基準値	目標値	担当課
青色防犯パトロール 実施回数の増加	514 回 2015（平成 27）年度	640 回 2021（平成 33）年度	地域づくり推進課

施策内容	主な取組
<p>青色防犯パトロール隊や防犯ボランティアの活動の周知を図るとともに、参加者を広く募集・育成します。 防犯パトロールや見守り活動等を行う防犯ボランティアを育成・支援し、防犯活動の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 青色防犯パトロール隊の参加者の確保、実施回数の拡充</li> <li>● 子どもの見守り活動や防犯教室等の実施</li> <li>● 防犯講習会への参加支援</li> </ul>



まちづくり  
の  
基本方針6

## 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり

### 施策の大綱 6-2 持続可能なまちづくりの推進

将来の姿

- 時代に即した社会基盤の更新・新設が進み、持続可能なまちづくりが進行しています。

#### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
公共施設の総延べ床面積の削減	17.3 万㎡ 2016（平成 27）年度	16.5 万㎡ 2021（平成 33）年度	公共施設整備推進課
建物やインフラに関する長寿命化計画（※1）の策定率の向上	57 % 2015（平成 27）年度	100 % 2021（平成 33）年度	建設課 下水道課 都市計画課 教育総務課 管財営繕課

※1：長寿命化計画とは、社会基盤の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画のこと。本指標の対象は、橋梁、法面、道路照明、下水道、公園施設、教育施設、公営住宅の7つの長寿命化計画を示す。

## 推進方針

- 時代に即したインフラ資産の更新とともに、持続可能な都市の形成に必要なインフラ資産の新設を推進します。
- 公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に推進します。あわせて、ファシリティマネジメント(※1)の推進を図ります。
- 居住機能や都市機能を集約した、集約型都市の形成を推進します。
- 基幹公共交通である伊豆箱根鉄道駿豆線を中心とした公共交通網を構築し、利用者の利便性向上を図ります。

※1：ファシリティマネジメント（FM）とは、効率的な活動のために行う、建築物の設備・人員組織等についての総合的な管理、経営手法のこと。

## 【主要施策】

### 48. 時代に即したインフラ資産の更新・新設

数値目標	基準値	目標値	担当課
老朽化した橋梁(※2)の修繕・更新の進捗率の向上	16.7 % 2015 (平成 27) 年度	100 % 2021 (平成 33) 年度	建設課
橋梁定期点検の割合の向上	12.5 % 2015 (平成 27) 年度	100 % 2018 (平成 30) 年度以降継続	建設課
水道施設の耐震化率(※3)の向上	54.2 % 2015 (平成 27) 年度	67.0 % 2021 (平成 33) 年度	水道課
公共下水道整備率の向上	66.0 % 2015 (平成 27) 年度	67.0 % 2021 (平成 33) 年度	下水道課
道路改良におけるユニバーサルデザインの導入件数	— 2015 (平成 27) 年度	4 件 2021 (平成 33) 年度	建設課

※2：橋梁の長寿命化計画で設定した24橋を対象とする。

※3：耐震化する水道施設は24施設である。2019（平成31）年度に移管予定の簡易水道施設の10施設は含まない。

施策内容	主な取組
<p>人口や財政規模の変化を見据えた長期的な視点に立ち、インフラ資産の計画的な維持管理を推進するとともに、老朽化したインフラ資産の更新を推進します。</p> <p>防災性・利便性に優れ、機能的で住みやすく、安全かつ集約された持続可能なまちを実現するために、必要となるインフラ資産の新設を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 橋梁点検の実施</li> <li>● 伊豆の国市橋梁長寿命化修繕計画の推進</li> <li>● 道路・橋梁の老朽化施設の修繕・更新</li> <li>● 江間交差点立体化と江間インターのフルインターチェンジ化（県）</li> <li>● 伊豆中央道の無料化の要請</li> <li>● 水道主要管路及び配水池の耐震化</li> <li>● 簡易水道等の公営企業会計化（8地区）</li> <li>● 民営簡易水道の上水道への統合（5地区）</li> <li>● 下水道未普及地域の解消の促進</li> <li>● 伊豆の国市下水道長寿命化計画の推進</li> <li>● 下水道等の公営企業会計化</li> <li>● 下水道使用料金体系の見直し</li> <li>● 低・未利用市有地の有効活用</li> </ul>
<p>誰もが安心して暮らしていける地域生活空間の創出に向けた、まちづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行空間や交通機関におけるバリアフリー化の促進</li> <li>● 公共トイレ及び公共トイレに至るまでの経路のユニバーサルデザイン化</li> </ul>

## [主要施策]

### 49. 公共施設等の適正管理・統廃合

数値目標	基準値	目標値	担当課
公共施設の統廃合による施設数(※1)	8 施設 2015 (平成 27) 年度	3 施設 2021 (平成 33) 年度	公共施設整備推進課

※1：し尿処理施設3施設、ごみ処理施設3施設、幼稚園2施設の計8施設のこと。

施策内容	主な取組
<p>人口や財政の規模、利用需要の変化といった長期的な視点に立ちつつ、公共施設を適切に維持管理できるよう、公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に推進するとともに、ファシリテイマネジメントを推進します。</p> <p>今後30年間の長期目標である、公共施設の床面積の25%削減と公共施設の整備コストの8%削減に向け、整備ごとのコスト削減に取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設等総合管理計画の推進</li> <li>● 公共施設再配置計画の策定及び推進</li> <li>● PPP、PFIの導入や入札、設計等、契約事務に関する見直し</li> <li>● 新し尿処理施設の整備</li> <li>● 新火葬場の整備</li> <li>● 新庁舎の整備の検討</li> <li>● 新ごみ処理施設の整備</li> <li>● 教育施設長寿命化計画の推進</li> <li>● 地域の実情やニーズに応じた、余裕教室等の有効活用の検討</li> <li>● 給食センターの統廃合の検討</li> <li>● 大仁東幼稚園を閉園し、のぞみ幼稚園へ統合（平成30年3月31日）</li> <li>● 市営入浴施設に関する業務の検討及び見直し</li> <li>● 高齢者温泉交流館（旧めおとの湯の館）の利活用</li> <li>● 公営住宅等長寿命化計画の推進</li> <li>● （仮称）古奈地区公園の整備</li> <li>● 安心安全な公園施設の維持管理及び住民ニーズに応じた施設の拡充</li> <li>● ゴミ処理手数料の見直し</li> </ul>

## 【主要施策】

### 50. 集約型都市の形成

数値目標	基準値	目標値	担当課
市街化区域内における建築確認申請受付件数の増加	147 件 2015（平成 27）年度	150 件 2017～2021（平成 29～平成 33）年度の平均	都市計画課

施策内容	主な取組
立地適正化計画（※ 1）を策定し、居住機能や都市機能の規制・誘導により、生活に必要な諸機能が集約された効率的なまちを形成していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画の策定と、計画に基づく居住機能や都市機能の規制・誘導</li> <li>都市機能誘導区域（※ 2）における低・未利用地への公共施設等の誘導の検討</li> <li>伊豆長岡駅周辺のまちづくりの推進</li> </ul>

※ 1：立地適正化計画とは、居住や都市の生活を支える機能の誘導による集約されたまちづくりと地域交通の再編との連携により、人口減少社会においても持続可能な集約型のまちづくりを推進することを目的とした計画のこと。

※ 2：都市機能誘導区域とは、人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能（医療、福祉、商業等）を集約し、中心拠点・生活拠点の形成を立地誘導するための区域のこと。

## [主要施策]

### 51. 地域に根差した公共交通網の構築

数値目標	基準値	目標値	担当課
公共交通の路線距離の延長	98.8 km 2015（平成27）年度	113.8 km 2021（平成33）年度	政策推進課

施策内容	主な取組
車を運転できないお年寄り等が気軽に外出できるよう、行政と地域が一体となって地域に根差した公共交通網を構築していきます。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定</li><li>● 鉄道を活用した施策と利用者の増進</li><li>● バス利用者の増進と利便性の向上</li><li>● 予約型乗合タクシーの展開</li><li>● 高齢者福祉施設巡回バスとの連携検討</li></ul>





# 7 みんなで創る 伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）

7-1 自助・共助・公助のまちづくりの推進

7-2 効率的な行財政運営の推進

まちづくり  
の  
基本方針7

# みんなで創る 伊豆の国市

## 施策の大綱 7-1 自助・共助・公助のまちづくりの推進

### 将来の姿

- 人口減少社会に適応するため、市と市民や民間が共に助け合い、支え合うまちが実現しています。

### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
各種活動団体（※1）の加入人数（累計）	20,120 人 2015（平成27）年度	24,000 人 2021（平成33）年度	地域づくり推進課

※1：各種活動団体とは、広くまちづくりに携わっている市民団体のこと。

### 推進方針

- 地域生活やコミュニティを保持するため、市民や民間等の自主的な活動の支援を行います。
- すべての人が自ら考え行動するとともに、共に助け合うまちづくりを推進します。
- お互いを尊重しながら、一人ひとりの力が最大限に発揮できる社会づくりを推進します。

## [主要施策]

### 52. 地域生活やコミュニティの保持

数値目標	基準値	目標値	担当課
民生委員の充足率の維持	100 % 2015（平成 27）年度	100 % 2021（平成 33）年度	社会福祉課

施策内容	主な取組
自治会やコミュニティ組織等への参加や相互協力を促し、主体的な地域コミュニティ活動を支援します。 コミュニティを維持管理していくため、地域住民自ら考え行動する人材の発掘・確保と育成に対する自主的な活動を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や地域で活動する団体やボランティア活動への支援</li> <li>民生委員の充足率の維持と、民生委員の負担軽減のための市の支援強化</li> <li>地域で活躍する人材の育成・確保の支援</li> </ul>

## [主要施策]

### 53. NPO 等市民活動団体の育成・支援

数値目標	基準値	目標値	担当課
市民提案型パートナーシップ事業実施回数（累計）	10 回 2015（平成 27）年度	46 回 2021（平成 33）年度	地域づくり推進課

施策内容	主な取組
行政や市民が単独では解決できない課題に対して、お互いの不足を補い合い、協力して課題解決するという意識を醸成するため、市民提案型パートナーシップ事業を実施し、NPO等市民活動団体の自主的な活動を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民提案型パートナーシップ事業の実施継続</li> <li>NPO 等市民活動団体の自主的な活動支援</li> <li>ボランティア養成の支援（ボランティア養成講座の開催等）</li> <li>女性講座の開催</li> </ul>

**【主要施策】**

54. お互いを尊重する社会づくり

数値目標	基準値	目標値	担当課
審議会等の女性委員割合の向上	29.7 % 2015（平成 27）年度	50.0 % 2021（平成 33）年度	地域づくり推進課

施策内容	主な取組
性別や障がい、国籍等による固定的な役割分担意識をなくし、各分野において個々の個性と能力を発揮することにより、市民が輝いて生活できる社会づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の審議会等の女性委員の登用や、市女性役員割合の向上に向けた啓発活動</li> <li>● 男女共同参画講演会、女性講座の開催</li> <li>● LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）への理解と尊重</li> <li>● 女性消防団員の確保と育成</li> <li>● 障がい及び障がい者に対する理解の促進</li> <li>● 障がいを理由とする差別の解消の推進</li> </ul>



まちづくり  
の  
基本方針7

# みんなで創る 伊豆の国市

## 施策の大綱 7-2 効率的な行財政運営の推進

### 将来の姿

- 効率的・安定的な行財政運営が実現し、将来を見据えた投資や人材の投入が進んでいます。

### ■ 指標（成果指標）

数値目標	基準値	目標値	担当課
第3次伊豆の国市行政改革大綱行動計画における年次目標の実施率	— 2015（平成27）年度	100 % 2021（平成33）年度	政策推進課

### 推進方針

- 「先取りの気風」を取り入れるとともに、事業を継続的に見直し、守るべき良いものは残し、変えるべきものは大胆に変革する行財政運営を推進します。
- 市と市民や民間との双方向型の情報発信により、公共サービスへのニーズを的確に受け止め、施策に反映していきます。

## 【主要施策】

### 55. 効率的・安定的な行財政運営

数値目標	基準値	目標値	担当課
個人番号カードの 交付割合の向上	3 % 2015（平成 27）年度	33 % 2021（平成 33）年度	市民課
経常収支比率（※1）	86.1 % 2015（平成 27）年度	83 % 2021（平成 33）年度	財務課

※1：経常収支比率とは、経常一般財源（地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入があるもの）と経常的経費（人件費、扶助費のように毎年度経常的に支出されるもの）との比率のこと。低いほど財政的運営上のゆとりがあることを表す。

施策内容	主な取組
公共サービスへのニーズをアンケート調査等により、的確に受け止め、市民サービスを向上していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民ニーズを踏まえた各種計画、事業の改善</li> <li>● 市民アンケート制度の構築</li> <li>● 本庁玄関フロアの総合案内の継続</li> <li>● 窓口サービスの向上と、ワンストップサービスの充実</li> <li>● 個人番号カードの多目的（コンビニ交付による証明書の発行、公共施設予約等）利用の拡充</li> <li>● 納税の利便性向上のためのコンビニ収納の継続</li> </ul>
安定した財政運営に向けて、コスト意識を高め、経費の節減、市税等収入の確保等とともに、中長期的な視点に立った健全な財政運営を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政指標等に留意した予算編成</li> <li>● 第3次伊豆の国市行政改革大綱、行動計画の策定及び推進</li> <li>● 指定管理者制度の推進</li> <li>● 課税対象の正確な把握と、滞納者の財産調査等による納税対策の強化</li> <li>● 市独自の課税についての検討</li> <li>● 未利用普通財産の積極的な売却</li> <li>● 窓口業務の民間委託と、適正な人員配置</li> </ul>

**【主要施策】**

**56. 多様な媒体を活用した市民向け情報発信の充実**

数値目標	基準値	目標値	担当課
オープンデータ (※1)の公開数	— 2015（平成27）年度	20件 2021（平成33）年度	情報システム課

※1：オープンデータとは、人口統計や公共施設の場所等をはじめとした様々な公共のデータを二次利用が可能なデータ形式で公開されたデータであり、誰でも許可されたルール の範囲内で自由に複製・加工や頒布等ができるデータのこと。

施策内容	主な取組
読みやすく、親しみやすい広報紙やホームページ、FMいずのくになど各種広報媒体を通じ、市民ニーズに応じて、市政に関する様々な情報に関して、市と市民や民間との間で双方向型の情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市と市民や民間の情報共有・情報発信の推進</li> <li>● 光ファイバ網の整備</li> <li>● オープンデータの公開</li> <li>● 読みやすい市広報紙づくり</li> <li>● 各種広報広聴媒体を活用した、双方向型の情報発信と意見聴取の推進</li> </ul>





■ 施策体系一覧

基本構想

将来像

ほんわり湯の国、  
美し国、  
歴史文化薫る国、  
未来を拓く伊豆の国

基本理念

■ 共生と調和  
■ 継承と創造  
■ 自助・共助・公助

まちづくりの基本方針	施策の大綱
1 豊かな自然に抱かれる伊豆の国市 (自然・生活環境)	1-1 自然環境の保全と景観の向上(自然環境)
	1-2 快適な生活環境の創造(生活環境)
2 伊豆の国市にしごとをつくる (産業・経済・労働)	2-1 地域を支える人材の就労支援(産業・経済・労働)
	2-2 地域特産品の競争力の強化(産業・経済・労働)
	2-3 地域産業の活性化と新たな雇用の創出 (産業・経済・労働)
3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる (観光・交流)	3-1 移住・定住の促進(交流)
	3-2 観光推進体制の強化と交流人口の拡大(観光・交流)
	3-3 情報発信力の強化とおもてなしの充実(観光・交流)
4 歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市 (歴史・文化・教育・研究)	4-1 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進(歴史・文化・教育・研究)
	4-2 次代を拓く教育と研究の推進(歴史・文化・教育・研究)
5 子育ても人生も楽しい伊豆の国市 (健康・福祉)	5-1 結婚・出産の支援(健康・福祉)
	5-2 子育て環境の充実(健康・福祉)
	5-3 健康長寿を目指すまちづくりの推進(健康・福祉)
	5-4 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現(福祉)
6 安全で安心な伊豆の国市のまちづくり (都市基盤・生活環境)	6-1 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと安全・安心なまちづくりの推進(都市基盤・生活環境)
	6-2 持続可能なまちづくりの推進(都市基盤)
7 みんなで創る伊豆の国市 (行財政運営・自助・共助・公助)	7-1 自助・共助・公助のまちづくりの推進(自助・共助・公助)
	7-2 効率的な行財政運営の推進(行財政運営)

## 基本計画

	成果指標			主要施策
	数値目標	基準値	目標値	
水質基準(BOD)のAA達成河川数の増加	11地点 (2015年度)	13地点 (2021年度)		1. 生物多様性の確保・保全 2. 伊豆の国風景づくりの推進 3. おいしい水が飲めるまちの推進 4. 温泉を大切に
伊豆の国市全域におけるCO <sub>2</sub> の排出量の削減	36.4万t (2014年度実績：2016年度確定)	35.3万t (2019年度実績：2021年度確定)		5. 生活環境の改善 6. 花と緑の潤いのまちづくり 7. 廃棄物の減量・再資源化・適正処理 8. 低炭素都市の形成
1人1日あたりごみ排出量の削減	943.0g (2015年度)	931.6g (2021年度)		
事業所数の増加	1,220件 (2015年度)	1,280件 (2021年度)		9. 地域の企業と就職希望者のマッチング、就労訓練や自立相談の推進 10. 新規就農者の育成・支援 11. 介護人材育成支援
事業所の従業者数の増加	13,712人 (2015年度)	14,000人 (2021年度)		
地域ブランドの支援件数(累計)	— (2015年度)	5件 (2016～2021年度)		12. 優良農地の保全、農産物や商工品等の地域ブランド化の支援 13. 6次産業化や農商工等連携の支援と地産地消の推進
企業誘致件数(累計)	— (2015年度)	5件 (2021年度)		14. 企業誘致等の促進 15. 中小企業への経営基盤強化支援 16. 創業希望者への支援体制の強化 17. 空き店舗対策や店舗リフォーム等による市街地の魅力の向上の推進
5年間の社会動態数の平均(転入数-転出数)の増加	17人 (2007～2015年度の平均)	40人 (2017～2021年度の平均)		18. 定住地としての魅力の発信 19. 移住・定住の促進と移住後の支援実施
移住相談をきっかけとした移住者数(累計)	5人 (2015年度)	40人 (2015～2021年度)		
観光交流客数の増加	234万人 (2007～2015年度の平均)	280万人 (2021年度)		20. 伊豆の国市版DMOの構築による地域資源を活用した新しい観光の推進 21. 観光周遊のまちづくり 22. スポーツ&ヘルスツーリズムの推進 23. 広域観光及び明治日本の産業革命遺産観光の推進
伊豆の国市の認知度の向上	652位 (2015年度)	400位 (2021年度)		24. シティプロモーションの推進 25. 観光資源に関する分かりやすい情報伝達とおもてなし
文化振興事業における座席数に対する平均来場者割合の向上	70% (2015年度)	75% (2021年度)		26. 歴史に学ぶまちづくりや都市交流の推進 27. 文化・芸術活動の推進
学校を楽しみと思う子どもの割合	— (2015年度)	90% (2021年度)		28. 安全で安心して学べる教育環境の確保 29. 社会全体で子どもを育てていく環境づくり 30. グローバル教育・情報教育の推進 31. 生涯学習の推進 32. スポーツ活動の推進
保護者目線から見た、楽しく通っている園児の割合	— (2015年度)	80% (2021年度)		
人口減少対策を実施した上での0～14歳人口(住民基本台帳)	5,978人 (2016年4月1日現在)	5,580人 (2022年4月1日現在)		33. 婚活支援 34. 妊娠・出産への支援 35. 新人ババママの不安解消
保育園の0～2歳児の待機児童数0人の維持	0人 (2016年4月1日現在)	0人 (2022年4月1日現在)		36. 保健福祉・子ども・子育て相談センターの効果的な運用 37. 子育て支援サービスの充実や子育てを支える環境の充実 38. 保育サービスの拡大
お達者度の向上	男性 17.4年 女性 21.4年 (2013年実績：2015年公表)	男性 18.0年 女性 22.0年 (2019年実績：2021年公表)		39. あったか居場所づくりの推進 40. 介護予防事業ボランティア及び介護の担い手の育成と介護サービスの提供 41. 健康づくりの推進
障がいのある人への偏見や差別がない、又は配慮があると思う市民割合	15% (2015年度)	50% (2021年度)		42. 障がい者自立と地域生活の支援 43. 誰もが笑顔で暮らせる社会づくり
総合防災訓練・地域防災訓練の参加者数の増加	22,329人 (2015年度)	28,000人 (2021年度)		44. 消防・防災体制の強化 45. 発災時の対応準備 46. 災害や事故を未然に防ぐ社会基盤の整備 47. 防犯ボランティアの育成・支援
公共施設の総延べ床面積の削減	17.3万㎡ (2015年度)	16.5万㎡ (2021年度)		48. 時代に即したインフラ資産の更新・新設 49. 公共施設等の適正管理・統廃合 50. 集約型都市の形成 51. 地域に根差した公共交通網の構築
建物やインフラに関する長寿命化計画の策定率の向上	57% (2015年度)	100% (2021年度)		
各種活動団体の加入人数(累計)	20,120人 (2015年度)	24,000人 (2021年度)		52. 地域生活やコミュニティの保持 53. NPO等市民活動団体の育成・支援 54. お互いを尊重する社会づくり
第3次伊豆の国市行政改革大綱行動計画における年次目標の実施率	— (2015年度)	100% (2021年度)		55. 効率的・安定的な行財政運営 56. 多様な媒体を活用した市民向け情報発信の充実





参考資料

## 目 次

(1) 分野別計画.....	142
(2) 本市の特性（補足） .....	144
(3) 伊豆の国市 まちづくりに関するアンケート調査 調査概要.....	152
(4) 伊豆の国市総合計画審議会条例 .....	153
(5) 伊豆の国市総合計画策定条例.....	155
(6) 第2次伊豆の国市総合計画策定経過.....	156

参考資料

(1) 分野別計画

図表 主な計画一覧(1)

分野	分野計画		
	計画名	策定年次	根拠となる法や条例
全般	国土利用計画第2次伊豆の国市計画	平成29年1月	国土利用計画法
	新市まちづくり計画 (伊豆の国市建設計画)	平成26年11月 変更	合併市町村の合併の特例に関する法律
	伊豆の国市人口ビジョン	平成28年2月	まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生法
自然・生活 環境	伊豆の国市環境基本計画	平成26年4月	伊豆の国市環境基本条例
	伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画 (改訂版)	平成29年度 変更予定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	第2次伊豆の国市地球温暖化対策実行計画	平成24年3月	地球温暖化対策の推進に関する法律
	伊豆の国市森林整備計画	平成24年4月	森林法
	伊豆の国市鳥獣被害防止計画	平成21年2月	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
	伊豆の国市景観計画	平成26年6月	景観法
産業・経済 ・労働	伊豆の国市農業振興地域整備計画	平成28年3月	農業振興地域の整備に関する法律
	伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成28年2月	まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生法
	伊豆の国市創業支援事業計画	平成29年予定	産業競争力強化法
教育・歴史 ・文化・芸術	伊豆の国市教育大綱	平成28年1月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
	伊豆の国市生涯学習推進大綱	平成20年3月	教育基本法
	伊豆の国市歴史文化基本構想	平成26年3月	—
	伊豆の国市歴史的風致維持向上計画	平成30年予定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

図表 主な計画一覧（2）

観光・交流	伊豆の国市観光基本計画	平成27年3月	観光立国推進基本法
健康・福祉	伊豆の国市第2次地域福祉計画	平成25年3月	社会福祉法
	伊豆の国市国民健康保険第2期データヘルス計画	平成29年予定	健康保険法、 高齢者の医療の確保に関する法律
	伊豆の国市第3期特定健康診査等実施計画書	平成29年予定	—
	伊豆の国市高齢者保健福祉計画 ・第6期介護保険事業計画	平成27年3月	老人福祉法
	伊豆の国市第2次障害者基本計画 ・第3期障害福祉計画	平成24年3月	障害者基本法
	伊豆の国市第4期障害福祉計画	平成27年3月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	伊豆の国市健康増進計画	平成29年予定	健康増進法
都市基盤	伊豆の国市都市計画マスタープラン	平成23年3月	都市計画法
	伊豆の国市公共下水道全体計画（見直し）	平成28年3月	下水道法
	伊豆の国市地域防災計画	平成28年3月 改定	災害対策基本法
	伊豆の国市緑の基本計画	平成29年3月	都市緑地法
	伊豆の国市立地適正化計画	平成30年予定	都市再生特別措置法
	伊豆の国市上水道基本計画	平成19年3月	—
	伊豆の国市公共施設等総合管理計画	平成28年3月	—
	伊豆の国市地震対策アクションプログラム2013	平成26年6月	—
伊豆の国市耐震改修促進計画	平成28年4月	—	
行財政運営 ・市民参加	伊豆の国市国民保護計画	平成20年3月	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
	第3次伊豆の国市行財政改革大綱	平成29年予定	—
	中期財政計画	平成27年11月	—
	第2次伊豆の国市男女共同参画基本プラン	平成25年3月	男女共同参画社会基本法
	伊豆の国市情報化計画	平成27年3月	—
定員管理計画	平成29年予定	—	

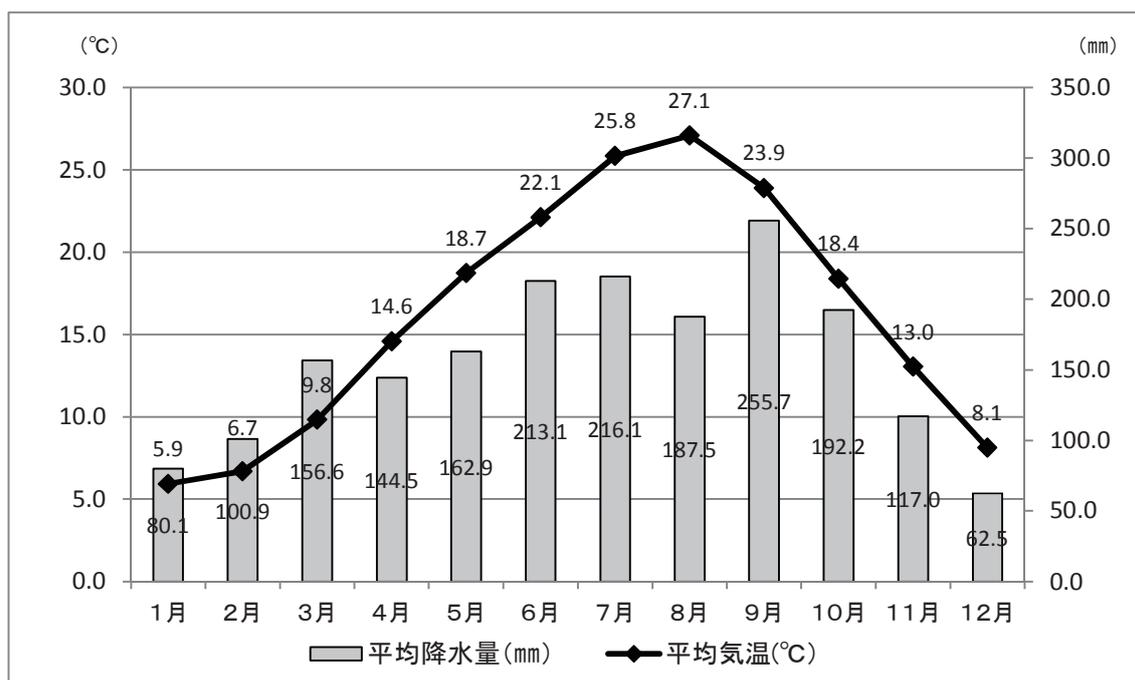
## (2) 本市の特性 (補足)

### 1) 気象

#### ①月の平均気温・平均降水量

本市の年平均気温及び年平均降水量を 1987 (昭和 62) 年より 2016 (平成 28) 年までの 30 年間の気象観測データで見ると、平均気温は 16.2℃、降水量は 1,889.1 mmとなっています。

図表 月別平均気温・平均降水量



資料：国土交通省気象台（三島特別地域気象観測所データ）

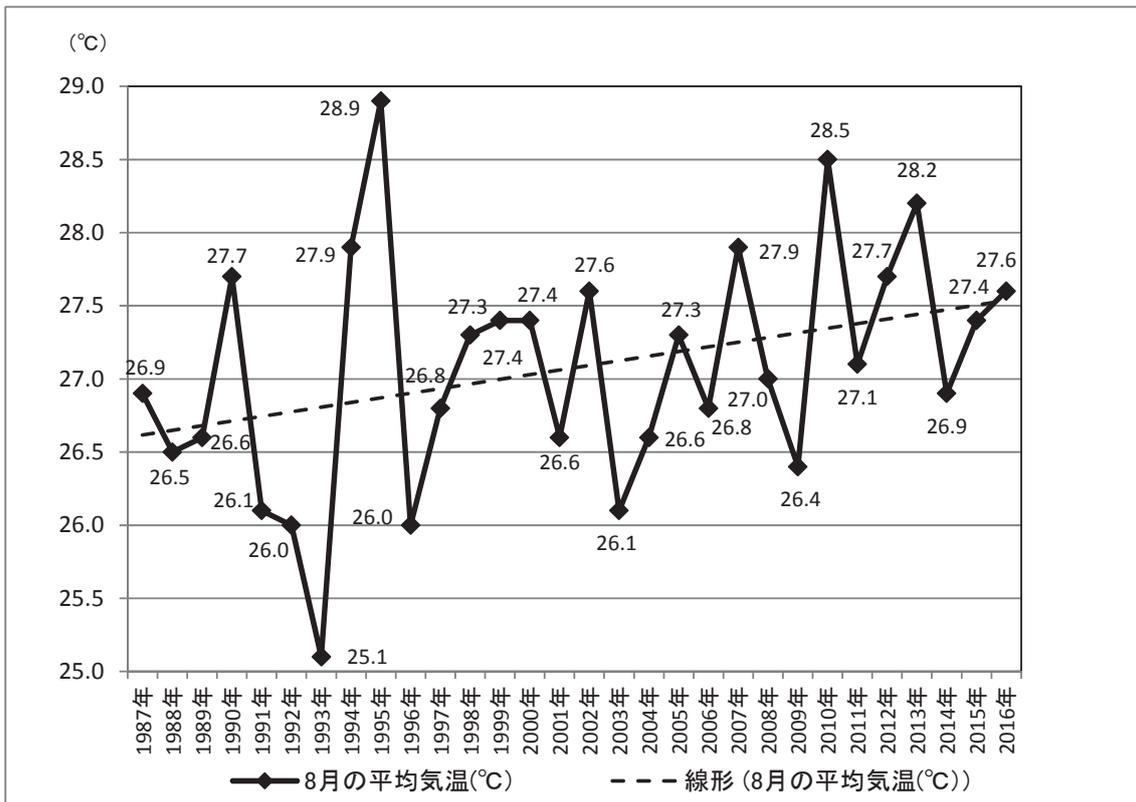
1987年から2016年までの30年間の平均値を示す

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平均気温(℃)	5.9	6.7	9.8	14.6	18.7	22.1	25.8	27.1	23.9	18.4	13.0	8.1	16.2
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平均降水量(mm)	80.1	100.9	156.6	144.5	162.9	213.1	216.1	187.5	255.7	192.2	117.0	62.5	1,889.1

## ②地球温暖化の影響

本市の8月の日平均気温を1987（昭和62）年より2016（平成28）年までの30年間の気象観測データで見ると、8月の平均気温はこの30年間で、約1℃上昇しており、地球温暖化の影響が懸念されます。

図表 8月の平均気温変動グラフ



資料：国土交通省気象台（三島特別地域気象観測所データ）

1987年から2016年までの30年間の8月の日平均気温値を示す

③人口の将来展望

伊豆の国市人口ビジョンにおいて、算出した人口の将来展望は、2015（平成27）年の49,787人から45年後の2060（平成72）年には37,000人程度と見込んでいます。

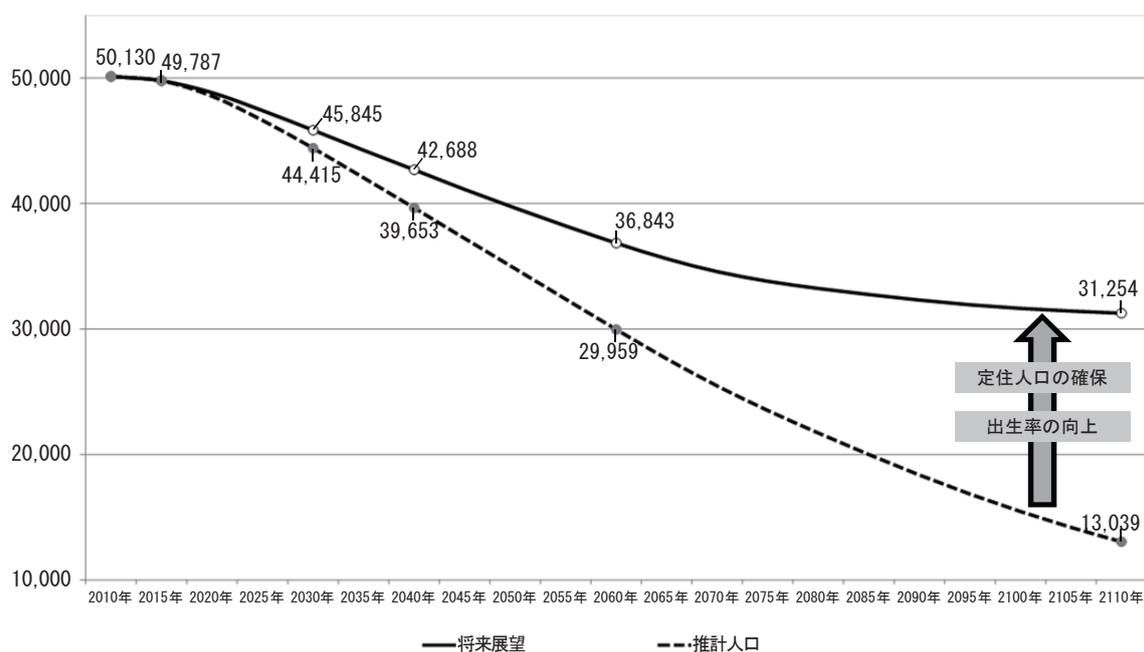
なお、それ以降も緩やかに人口は減少するものの、長期的には32,000人程度で安定的に推移すると見込んでいます。

図表 伊豆の国市人口ビジョンにおける人口の将来展望（人）

	実績		推計									
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2110年
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年	平成122年
将来展望	50,130	49,787	48,836	47,407	45,845	44,245	42,688	41,117	39,635	38,210	36,843	31,254
推計人口	50,130	49,787	48,555	46,625	44,415	42,046	39,653	37,217	34,798	32,373	29,959	13,039

実績は住民基本台帳（4月1日）

図表 伊豆の国市人口ビジョンにおける人口の将来展望（人）



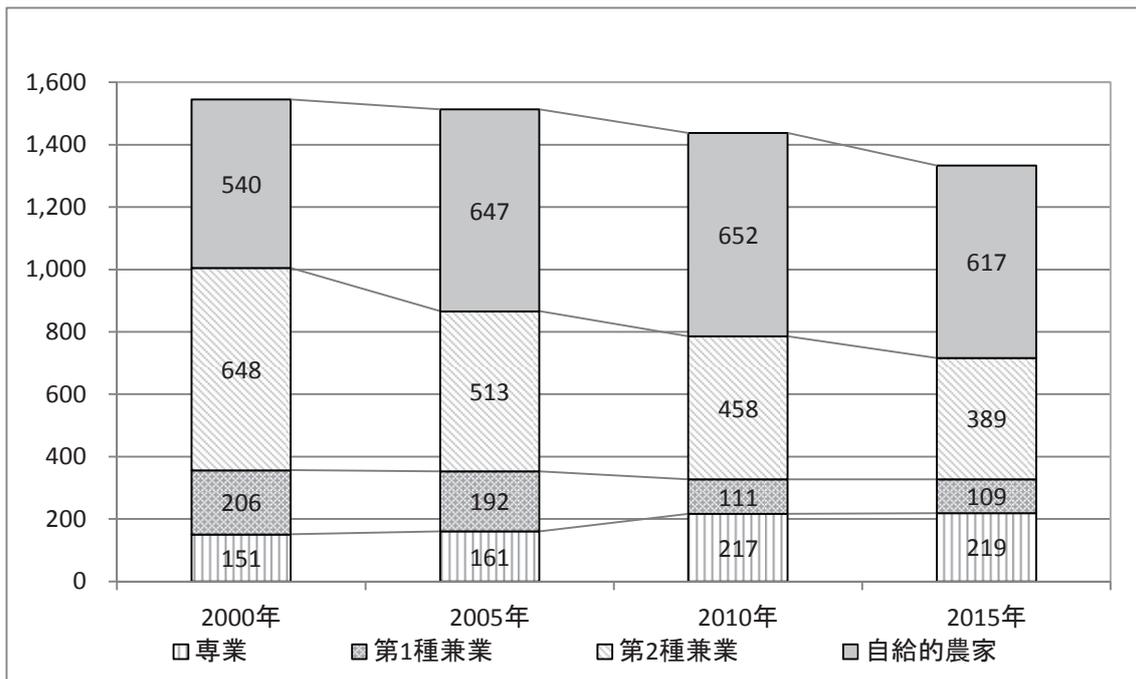
#### ④産業

##### ア) 農家数の推移

本市の農家数の推移は、2000（平成12）年から2015（平成27）年まで減少傾向が続いており2000（平成12）年の1,545戸から2015（平成27）年の1,334戸と全体で211戸減となっています。

一方、専業農家は、2000（平成12）年から増加を続けています。ニューファーマーを中心とした新規農業者（53人）が増えた影響といえます。

図表 農家数の推移



資料：農林業センサス

図表 農家数の推移

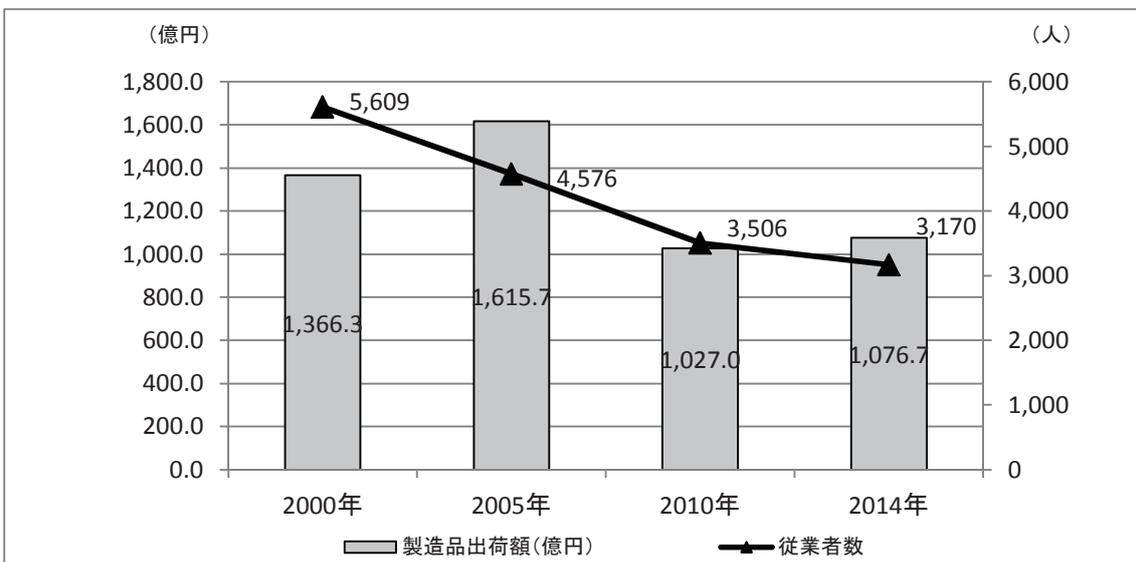
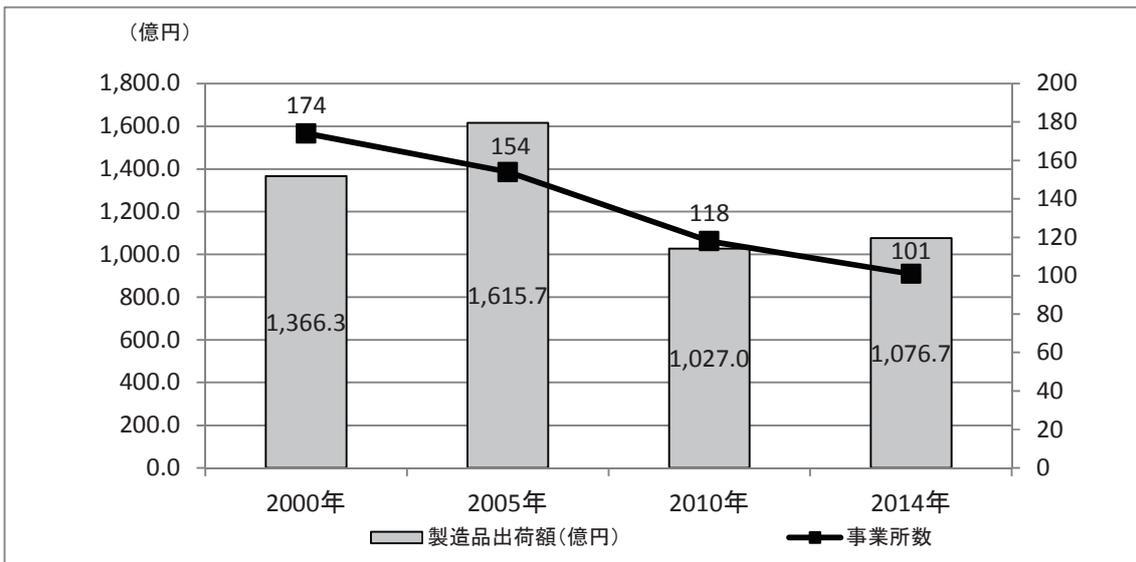
	2000年	2005年	2010年	2015年
専業(戸)	151	161	217	219
第1種兼業(戸)	206	192	111	109
第2種兼業(戸)	648	513	458	389
自給的農家(戸)	540	647	652	617
農家総数(戸)	1,545	1,513	1,438	1,334

参考資料

イ) 製造品出荷額等、事業所数、従業員数の推移

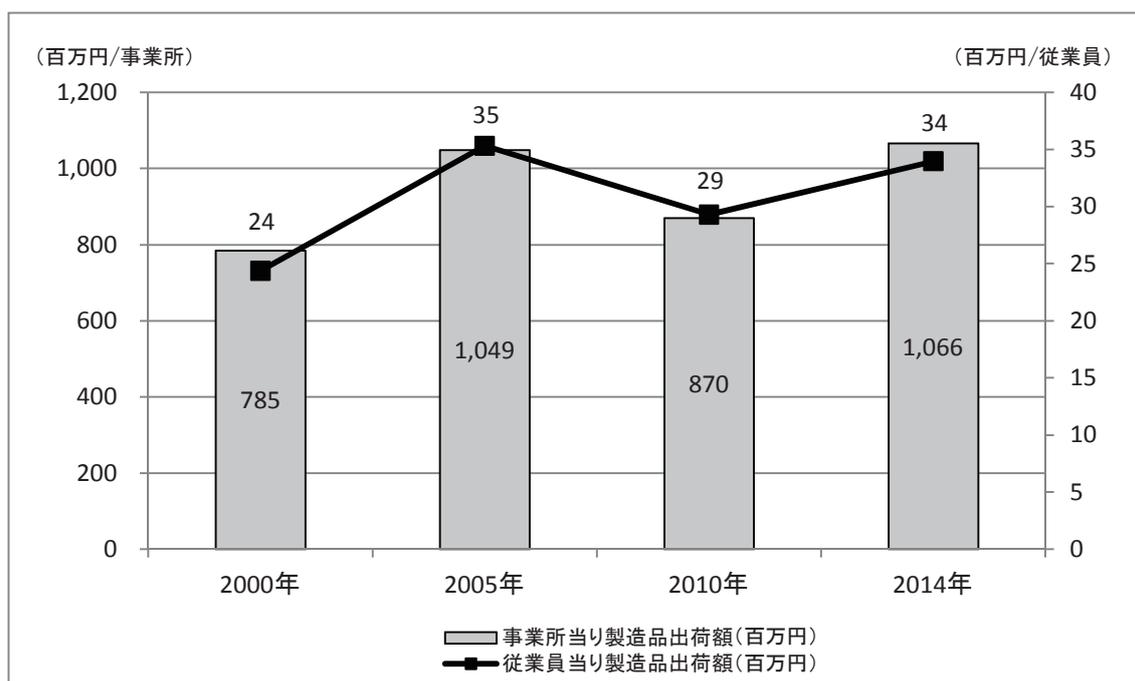
製造品出荷額等の推移は、5年ごとに減少及び増加を繰り返しながら減少傾向にあります。2014（平成26）年には2010（平成22）年より約50億円増加し、1,076億円となっています。事業所数の推移は、2000（平成12）年をピークに減少を続けており、2014（平成26）年には2010（平成22）年より17の事業所が減少し、101事業所となっています。従業員数の推移は、製造品出荷額等や事業所数の増減に連動することなく、2000（平成12）年より5年間ごとに約1,000人前後の減少を続けてきましたが、近4年間の減少幅は鈍化しています。一方、従業員一人当りの製造品出荷額等の推移をみると、2000（平成12）年は2,400万円であったが、2005（平成17）年には約1.45倍の3,500万円に急増しました。2010（平成22）年には、2,900万円に減少したものの、2014（平成26）年には、3,400万円に持ち直しています。また事業所当たりの製造品出荷額もこれと連動した動きとなっています。

図表 製造品出荷額等、事業所数、従業員数の推移



資料：工業統計調査

図表 事業所当り製造品出荷額等、従業員当り製造品出荷額等の推移



図表 製造品出荷額等、事業所数、従業員数、事業所当り製造品出荷額等、従業員当り製造品出荷額等の推移

	2000年	2005年	2010年	2014年
製造品出荷額等(億円)	1,366.3	1,615.7	1,027.0	1,076.7
事業所数(事業所)	174	154	118	101
従業者数(人)	5,609	4,576	3,506	3,170
事業所当り製造品出荷額等(百万円)	785	1,049	870	1,066
従業員当り製造品出荷額等(百万円)	24	35	29	34

資料：工業統計調査

参考資料

ウ) 商業（従業者数・年間商品販売額の推移）

本市の商業従業者数は、2000（平成12）年10月のアピタ大仁店開業やロードサイド店舗の出店に伴い増加と減少を繰り返しています。一方、年間商品販売額は、2002（平成14）年をピークとして横ばいでしたが、2014（平成26）年には大きく減少しました。従業者一人当たりの年間商品販売額も同様な傾向にありましたが、2014（平成26）年には、事業所及び従業者数の減少により、結果的に事業所当たりの年間商品販売額及び従業者一人当たりの年間商品販売額は、増加に転じています。

図表 従業者数、年間商品販売額の推移



図表 従業者数、年間商品販売額の推移

	1999年	2002年	2004年	2007年	2014年
年間商品販売額(億円)	655.04	666.95	635.01	637.86	511.17
事業所数(箇所)	649	662	619	586	420
従業者数(人)	3,128	3,547	3,363	3,525	2,580
事業所当り年間商品販売額(百万円)	100.9	100.7	102.6	108.8	121.7
従業者当り年間商品販売額(百万円)	20.9	18.8	18.9	18.1	19.8

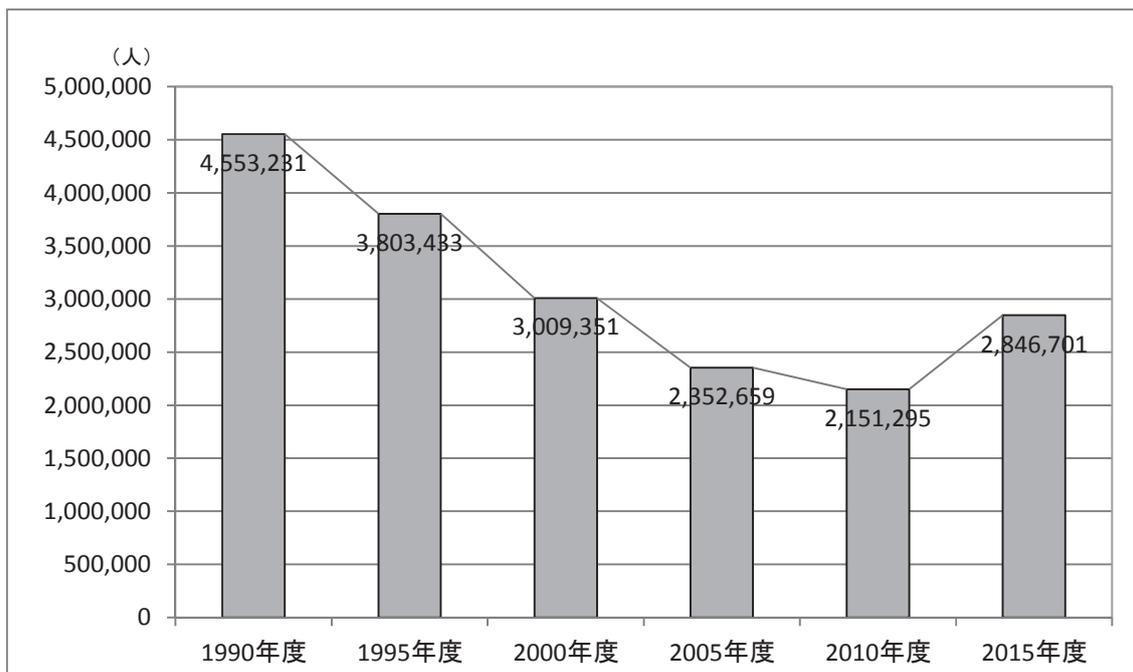
資料：商業統計調査

### ⑤観光動向

本市の観光交流客数は、1990（平成2）年度から2005（平成17）年度まで5年間ごとに約70万人の減少傾向が続いていましたが、2010（平成22）年を底に増加に転じ、2015（平成27）年度には、約70万人の増加となっています。

韮山反射炉の世界遺産登録以降の1か月間の入場者数（2015（平成27）年7月9日から8月8日）は4万9,463人で、前年同期比の9.5倍に急増しました。

図表 年間観光交流客数の推移



資料：県年度別観光交流客数の推移

※1990（平成2）年度、1995（平成7）年度、2000（平成12）年度は、旧町を合算、1997（平成9）年度までは、「観光客入込統計」の観光入込客数であり、1998（平成10）年度からは調査対象及び集計方法を変更。1999（平成11）年度以降は、宿泊施設利用客数のうち、日帰り（休憩）客数を含まない。

図表 年間観光交流客数の推移

	1990年度	1995年度	2000年度	2005年度	2010年度	2015年度
年間観光交流客数(人)	4,553,231	3,803,433	3,009,351	2,352,659	2,151,295	2,846,701

### (3) 伊豆の国市 まちづくりに関するアンケート調査 調査概要

#### 1) 調査の目的

本調査は、第1次伊豆の国市総合計画（平成19年度～平成28年度）の終了年度を控え、第2次伊豆の国市総合計画の策定準備にあたり、市民の現在の生活環境やこれまでの取り組みに対する評価および今後のまちづくりに対する意向を把握するために実施しました。

#### 2) 調査項目

- 1 あなたご自身のことについて
- 2 住みやすさや定住意識などについて
- 3 市の取り組みに対する満足度・重要度について
- 4 地域活動・協働のまちづくりについて
- 5 防災対策について
- 6 市政情報について
- 7 市政運営やまちの将来について

#### 3) 調査方法

調査対象：伊豆の国市在住の満18歳以上の男女2,500人（無作為抽出）

調査期間：平成26年10月16日～平成26年10月31日

調査方法：郵送配付・郵送回収

#### 4) 回収状況

図表 アンケート調査の回収状況

発送数	回収数	有効回収数(※1)	有効回収率
2,500	912	912	36.5%

※1 有効回収数：回収数から全く回答がないもの（白票）を除いた数

## (4) 伊豆の国市総合計画審議会条例

### 伊豆の国市総合計画審議会条例（平成17年9月12日条例第143号）

（設置）

第1条 伊豆の国市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、伊豆の国市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

（任期）

第5条 委員は、市長が諮問の都度委嘱し、その任期は当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

（解嘱）

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

（会長）

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

（部会）

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

参考資料

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちからこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、その経過及び結果を審議会に報告する。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## (5) 伊豆の国市総合計画策定条例

### 伊豆の国市総合計画策定条例（平成 28 年 3 月 28 日条例第 14 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的なまちづくりを図るため、市の総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

（2）基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、市が目指す将来像及び基本方針を示すものをいう。

（3）基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

（総合計画審議会への諮問）

第 3 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、伊豆の国市総合計画審議会条例（平成 17 年伊豆の国市条例第 143 号）第 1 条に規定する伊豆の国市総合計画審議会に諮問しなければならない。

（議会の議決）

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第 5 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第 6 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(6) 第2次伊豆の国市総合計画策定経過

1) 第2次伊豆の国市総合計画策定経過

第2次伊豆の国市総合計画策定経過一覧表

期日	内容
平成27年 9月18日	第1回 伊豆の国市総合計画審議会 伊豆の国市総合計画審議会諮問
10月28日	第2回 伊豆の国市総合計画審議会
11月24日	第3回 伊豆の国市総合計画審議会
12月9日から 12月24日	各課ヒアリング
平成28年 1月19日	第4回 伊豆の国市総合計画審議会
2月18日	第5回 伊豆の国市総合計画審議会
4月13日	第6回 伊豆の国市総合計画審議会
5月 9日	伊豆の国市総合計画 庁内ワーキング会議 (以降、平成29年3月まで随時各課と協議)
6月23日	第7回 伊豆の国市総合計画審議会
7月28日から 8月 4日	各課ヒアリング
8月29日	第8回 伊豆の国市総合計画審議会
9月30日から 10月13日	パブリックコメント
9月30日	市民説明会 (伊豆長岡庁舎 3階会議室)
10月 1日	市民説明会 (韭山時代劇場 映像ホール)
10月 3日	市民説明会 (大仁庁舎 2階会議室)
10月26日	第9回 伊豆の国市総合計画審議会 伊豆の国市総合計画審議会答申
11月22日	市議会へ第2次伊豆の国市総合計画 (基本構想) 報告 (全員協議会)
12月 6日	市議会12月定例会「基本構想」議決
平成29年 4月 1日	第2次伊豆の国市総合計画スタート

## 2) 諮問書

伊国戦略 第 70 号  
平成 27 年 9 月 18 日

伊豆の国市総合計画審議会  
会長 水口 始 様

伊豆の国市長 小野登志子

### 第 2 次伊豆の国市総合計画の策定について（諮問）

第 2 次伊豆の国市総合計画を策定したいので、伊豆の国市総合計画審議会条例（平成 17 年伊豆の国市条例第 143 号）第 2 条に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

### 諮 問

少子高齢化や人口減少等が急速に進展する中、市民と行政が目指すべきまちづくりの将来像を共有し、更なる市勢発展に結び付けるため、平成 29 年度からのまちづくりを推進する指針となる第 2 次伊豆の国市総合計画を策定したいと考えますので、貴審議会の意見・提言を求めます。

3) 答申書

平成28年10月26日

伊豆の国市長 小野登志子様

伊豆の国市総合計画審議会  
会長 水口 始

第2次伊豆の国市総合計画について（答申）

平成27年9月18日付け伊国戦略第70号により諮問のありました第2次伊豆の国市総合計画の策定に対する審議会の意見・提言を求めることについて、伊豆の国市総合計画審議会条例（平成17年伊豆の国市条例第143号）第2条の規定に基づき調査及び審議した結果、別添のとおり第2次伊豆の国市総合計画案を作成いたしましたので、下記のとおり意見・提言を付して答申いたします。

[意見・提言]

1. 第2次伊豆の国市総合計画案の作成にあたり、審議会として審議検討をしてきた経緯を踏まえ、別添の内容を十分尊重されたい。
2. 第2次伊豆の国市総合計画の趣旨や内容を分かりやすく積極的に市民へ周知するとともに、計画の推進にあたっては、広く市民の理解と協力を求められたい。
3. 第2次伊豆の国市総合計画の進行状況や成果を明らかにし、的確な施策評価などを実施して、計画の適切な進行管理を図られたい。

4) 組織名簿

伊豆の国市総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体	職名
会長	水口 始	市長推薦	
委員	鈴木 正三	伊豆の国農業協同組合	組合長
委員	大沢 秀光	伊豆の国市商工会	会長
委員	鈴木 良彦	スルガ銀行伊豆長岡支店	支店長
委員	稲村 礼子	三島田方法人会女性部	支部長
委員	鈴木 利宏	田方地区労働者福祉協議会	会長
委員	市川 恭輔	JA伊豆の国果菜委員会	
委員	鴨下 記久枝	伊豆の国市観光協会	会長
委員	望月 敬太	長盛隊	隊長
委員	浅倉 恵美	伊豆の国市教育委員会	委員長
委員	青崎 美代子	伊豆の国市体育協会	会長
委員	内山 守	伊豆の国市文化協会	会長
委員	小松 逸夫	伊豆の国歴史ガイドの会	会長
委員	西島 瑞毅	伊豆の国市社会福祉協議会	会長
委員	天野 えり子	保健師	
委員	土屋 貴紀	伊豆箱根鉄道株式会社	鉄道部長
委員	増井 明弘	伊豆の国市都市計画審議会	会長
委員	沼田 勝美	伊豆の国市区連合会	会長
委員	八谷 康近	伊豆の国市老人クラブ連合会	会長
委員	殿守 忠男	市長推薦	
委員	飯田 靖之	伊豆の国市消防団	団長
委員	小嶋 友子	三島・田方発達障がい児親の会	伊豆の国市代表
委員	石垣 明子	伊豆の国市PTA連絡協議会	
委員	笹原 恵子	市長推薦	
委員	高瀬 直樹	株式会社伊豆新聞本社	社長

※平成 27 年 10 月就任時

## 第2次伊豆の国市総合計画

発行 平成29年3月  
編集 伊豆の国市 市長戦略部 政策戦略課

〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1  
TEL 055-948-1415  
FAX 055-948-2915  
URL <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>

